

2022年5月8日

千里山建築会 総会資料

千里山建築会 会則 新旧対照表

(傍線の部分は改定部分)

改定後	改定前
<p>第1章 総則（目的） 第2条 本会は、会員相互の親睦を図ると共に、<u>関西大学建築学科の発展および建築に関する学術・技術の進歩発展に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>第1章 総則（目的） 第2条 本会は、会員相互の親睦を図ると共に、<u>建築に関する学術・技術の進歩発展に寄与することを目的とする。</u></p>
<p>第3章 役員（種別） 第6条 本会には、次の役員を置く。 一、会長 1名 二、副会長 3名以上 三、幹事 若干名 四、監査役 <u>2名</u> 2. 本会には、さらに名誉会長を置くことができる。</p>	<p>第3章 役員（種別） 第6条 本会には、次の役員を置く。 一、会長 1名 二、副会長 3名以上 三、幹事 若干名 四、監査役 <u>3名</u> 2. 本会には、さらに名誉会長を置くことができる。</p>
<p>第3章 役員（選任） 第8条 <u>会長は、正会員のうちから幹事会が推薦し、総会の承認を得る。</u> 2. <u>副会長、幹事および監査役は、会長が正会員のうちから選任する。</u></p>	<p>第3章 役員（選任） 第8条 <u>役員（幹事を除く）は、総会において正会員のうちから選任する。</u> 2. 幹事は、会長が正会員のうちから選任する。</p>
<p>第4章 会議（表決） 第15条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。 <u>2. 総会の議長は、出席正会員の中から選任する。</u></p>	<p>第4章 会議（表決） 第15条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。</p>
<p>第5章 会計（経費） 第20条 本会の経費は次に掲げるものの収入による。 一、会費 二、寄付金品 三、その他 2. 会費は、幹事会の議決により定め、総会の承認を得る。</p>	<p>第5章 会計（経費） 第20条 本会の経費は次に掲げるものの収入による。 一、<u>会費、及び維持費</u> 二、寄付金品 三、その他 2. 会費は、幹事会の議決により定め、総会の承認を得る。 <u>3. 維持費は、本会の維持及び強化を図るために必要と認めるとき、幹事会の議決により定め、総会の承認を得る。</u></p>
<p>第8章（細則による運用） 第25条 本会則の施行に関し必要な事項は、<u>幹事会が定め、必要に応じて細則に記載する。</u></p>	<p>第8章（細則への委任） 第25条 本会則の施行に関し必要な事項は、<u>幹事会が定める。</u></p>